

《 インターネット請求開始に伴う各種手続きと所要時間について 》

以下に、インターネット請求開始に伴う各種手続きと所要時間について掲載しています。
郵送の場合は郵便事情等を勘案のうえ、できるだけ余裕を持ったご提出をお願いいたします。

※ インターネットでの請求を始めるためには以下のものが必要になります。
お手続きを進める前にご確認ください。

- ・ インターネット請求に対応した“介護保険請求 伝送通信ソフト”
- ・ 電子証明書（以下の手順により発行）
- ・ インターネット環境

◆インターネット（事業所）の場合

① 届出

事業所が
「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届」
を本会へ提出し、「電子請求登録結果に関するお知らせ」（IDと仮パスワード）を取得します。

② 電子証明書（事業所）発行申請

事業所が電子請求受付システムより電子証明書の発行申請をし、電子証明書を取得します。

※ インターネット（事業所）の場合、①、②それぞれに一週間程度かかります。
本会では、毎月中旬から下旬は管理運営上、電子証明書の発行を停止し、
月初から中旬にかけて発行しています。

また、既存の事業所におきましては、電子証明書を取得した時点で、請求方法と
本会からの審査結果送付方法が変更となりますのでご注意ください。

[インターネット請求（事業所）移行についての注意点はこちら](#)

◆インターネット（代理人）の場合

①' 届出

事業所が
「電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届」
を本会へ提出し、「電子請求登録結果に関するお知らせ」（IDと仮パスワード）を取得します。

②' 新規代理人申請登録（新規で代理人の電子証明書を取得する場合のみ）

代理人が代理人申請電子請求受付システムより入手した「各種申請書類」及び「印鑑証明書」と
「登記簿謄本」又は「住民票」を国保連合会へ提出し、電子証明書を取得します。

※ 本会では電子証明書発行手数料の支払い方法が相殺の場合は、毎月中旬から下旬は管理上、
電子証明書の発行を停止し、月初から中旬に発行しています。

③' 代理請求申請書（委任追加等）の提出

代理人が電子請求受付システムより入手した「代理請求申請書」を本会へ提出します。

※ 委任状が必要になる場合があります。

※ インターネット請求を開始したい月の前月20日までに郵送（提出）してください。

※ インターネット（代理人）の場合も、①'にはおよそ一週間程度かかります。

「代理請求申請書」に記載された委任開始日より請求方法と審査結果送付方法が変更となります。

※ 提出された電子請求受付システム代理請求申請書等書類一式は、返却いたしません。

[インターネット請求（代理人）への移行についての注意点はこちら](#)

手続きの詳細な方法については、電子請求受付システムよりマニュアルを確認してください。